

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月六日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県

二 事業の種類

県道内海三津線改築工事（広島県呉市安浦町大字女子畑地内）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		面積		
		公簿	現況			
呉市 安浦町大 字女子畑 字青木原	一三六三番	井溝	ため池	公簿 (m^2) 三・三〇	実測 (m^2) 三・三〇	裁決手続を開始 する土地の面積 (m^2) 三・三〇

四 土地所有者の氏名及び住所

持分五分の一 不明

ただし、亡 多尾田善吉 相続人（ただし、判明している法定相続人

広島県賀茂郡内海村 竹田太郎一

広島県賀茂郡内海村 近江嘉助）

持分五分の四 不明

（土地登記記録記載の所有者 丸見兼松、外本富藏、青木孫次、西本典助）

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十一年七月二十八日